

顧炎武の官田論における土地所有 思想とその背景

森 正 夫

目 次

- 一 「蘇松二府田賦之重」における官田＝「国家之所有」説
- 二 唐鶴徴の官田＝「朝廷之田」説
- 三 顧炎武の官田＝「国家之所有」説の形成と企図
- 四 顧炎武官田論のいま一つの源流——『天下郡国利病書』蘇上（手稿本・原編第四冊）と所収一記事の理解
- 五 残された課題

一 「蘇松二府田賦之重」における官田＝「国家之所有」説

本報告では、明代江南官田に関する顧炎武の見解に内包された彼の土地所有に関する思想の特徴について検討する。その際、顧炎武が、官田は「国家之所有」であることを改めて強調した点に注目し、このいわば官田＝「国家之所有」説の持つ意味とその形成の背景を考察することに主眼を置く。

本稿は、明代江南官田の存在形態を、税糧徴収制度を中心に通時的に検討し、そのことによつて、明代の江南における土地制度のありかたを解明しようとするものではない。筆者は、こうした作業を、すでに1960年から1986年にかけて発表した一連の拙稿において行なっている⁽¹⁾。ちなみに、本報告の明代江南官田についての認識はすべてこれらの拙稿に依拠している。本報告は、再びこうした作業を企図するものではなく、清初における顧炎武の作品を通して、明代江南官田に対する顧炎武の捉え方を探ろうとするものである。

顧炎武（1613—1682）の江南官田に関する見解は、康熙9年（1670）の初刻八卷本『日知録』にはなく、康熙21年（1682）のその死から十三年後、康熙34年（1695）に刊された三十二卷本の『日知録』卷十所収の「蘇松二府田賦之重」を通じて広く知られるようになった⁽²⁾。しかしながら、顧炎武はすでに康熙18年（1679）、蘇州府呉県の湯濬への手紙で『日知録』を三十巻に増訂したことを告げており⁽³⁾、「蘇松二府田賦之重」は少なくともこの時点には完成していたと思われる。さらに、1977年、台湾の広文書局から影印で刊行されて私達の知るところとなった顧炎武著の『官田

始末考』は、1980年の拙稿で述べたように、より早く、順治15年(1661)頃に執筆されていた。そこには後に「蘇松二府田賦之重」に凝縮された江南官田に関する見解や資料がすでに提示されている。

『官田始末考』から「蘇松二府田賦之重」にいたる顧炎武の明代江南官田論において、いわば理論的核心をなすのが、後者におけるつぎの規定である。

官田，官之田也，国家之所有而耕者猶人家之佃戸也。民田，民自有之田也。

この顧炎武の規定は現代の中国史家達の宋一明の官田に関する見解ときわめてよく照応している。たとえば、宮崎市定は、1951年、論文「宋代以後の土地所有形體」の中で南宋から明初にかけて、国都近くに、必ず「政府所有の官田」が設置されることを、大土地所有に対する国家の規制という視角から重視している⁽⁵⁾。また伍丹戈は、1982年、『明代土地制度和雖役制度的發展』の中で、明初に官田が多量に設置された事実を所有制論の立場から、次のように論評している⁽⁶⁾。

明代的洪武・永楽兩朝是封建朝廷企图保持封建国家土地所有制（雖然這種所有制已經是局部的）以及地租和賦稅不分的田賦制度一個最後的也是最頑固的時代。

明代の洪武、永楽兩朝は、封建的朝廷が封建的国家土地所有制（この所有制はすでに部分的になっていただけども）及び地代と租税とが分ちがたく結びついている田賦制度の維持を目論んだ最後の時代であり、またもっともしたたかであった時代である。

宮崎、伍丹戈の観点は相異なっているが、官田が国家所有の土地であるという認識において、両者は完全に一致している。

それでは、顧炎武が明代江南官田を論じた清初の江南デルタにおける官田の姿はどのようなようであったか。かつて明初から嘉靖初年まで、蘇州、松江、嘉興、湖州、常州及び鎮江六府においては、税糧徴収の対象となっていた土地約30万2536頃のうち、官田は45.0%に達していた⁽⁷⁾。しかしながら、清初においては、こうした明代江南官田は、もはや存在していなかった。顧炎武自身、「蘇松二府田賦之重」の中で、

今存者惟衛所屯田・学田・勲戚欽賜莊田，三者猶是官田。

と述べている通りである。このように江南デルタの広大な官田を消滅させたのは、1963年の拙稿で明らかにしたように⁽⁸⁾、湖州府で本格的に提案され、嘉靖17年(1538)に蘇州府ではじめて実施され、万曆3年(1575)までに上記の六府のすべてで実施された税糧徴収制度の改革であった。この改革はあるいは均糧、あるいは官民一則などとさまざまな名称で呼ばれているが、その基本的な内容は二つに集約される。

第一は、一つの県の中の田土1畝当りの税糧徴収額を均一化することである。これには、蘇州

府太倉州で用いられた均糧という呼称がもっともふさわしい。

第二は一つの県の中で、税糧1石当りの徴収物品の種類・数量を均一化することである。これは一般に徴一と呼ばれている。

たとえば、嘉靖17年、蘇州府呉江県で行われた改革は次のようであった。(なお、以下に使用する平米とは、税糧の正額部分と付加徴収部分との総称として当時普及していた語である)。⁽⁹⁾

当時、呉江県では、一方で、均糧によって、1畝当りの平米額が3斗7升6合と定められた。他方、徴一によって、1石当りの米平のうち、本色米(米)が5斗3升・折色銀が2錢3分5厘と定められた。以上をふまえて、この県では、1畝当り、米2斗・銀3分が、標準的な収穫量のあるどの土地からも徴収されるようになったのである。⁽¹⁰⁾⁽¹¹⁾

こうした改革を経て、従来、各県の中で、官田と民田との1畝当りの税糧徴収額の間に存在していた大きな格差は消滅し、同時に官田相互の間、民田相互の間に存在していたさまざまな格差も一挙に消滅することになった。またこれらの格差を調整するために設定されていた徴収物品の多様性も同時に消滅することになった。従来の複雑化していた徴収方式は、税糧を納入する土地所有者の中、徭役減免の社会的特権を持ち、民田をより多く所有していた階層による不正行為の有力な手段となり、社会矛盾を激化させるとともに、国家の税糧徴収を困難にしていた。ここに改革の契機があった。

官田と民田との格差解消の角度からこの改革を官田民田一則化と呼び、そこに至る過渡的改革を官田民田二則化と名づけて、その江南デルタ六府における実施状況を簡単に整理したのが、表1である。鎮江府で官田民田一則化が完成したのは、湖州府で最初に官田民田一則化の提案が行

表1 16世紀の江南デルタにおける税糧徴収制度改革の展開過程

府名	年次	改革の内容	典拠
湖州1	正徳14・15(1519・20)	官田民田一則化的提案・ 官田民田二則化的実施	嘉靖湖州府志 ⁽¹²⁾
常州	嘉靖16・隆慶2(1537・66)	官田民田二則化・官田民 田一則化	万曆武進県志・万曆常州府志 ⁽¹³⁾
蘇州	嘉靖17(1538)	丈量・官田民田一則化 (均糧)	崇禎呉県志, 嘉靖太倉州志, 嘉靖呉江県志 ⁽¹⁴⁾
湖州2	嘉靖20・隆慶3(1541・67)	官田民田一則化提案・官 田民田一則化	嘉靖湖州府志・万曆湖州府志 ⁽¹⁵⁾
嘉興	嘉靖26(1547)	丈量・官田民田一則化	嘉靖嘉興府図記 ⁽¹⁶⁾
松江	隆慶3(1567)	丈量・官田民田一則化	崇禎松江府志 ⁽¹⁷⁾
鎮江	万曆3(1575)	官田民田一則化	万曆鎮江府志 ⁽¹⁸⁾

なわれてから56年、蘇州府で最初に実施されてから37年ののちである。この改革は決して順調に

進行したのではないが、同時に安易に放棄されたのでもなく、16世紀の前半から後半にかけて、デルタの各府で粘り強く、かつ着実に実施されていったのであった。本稿では、16世紀江南デルタにおけるこの税糧徴収制度の改革を、先述の均糧や官民一則化などの名称で呼ぶほか、行論の便宜から、官田民田一則化とも表現する。

官田が国家の所有する土地であるという規定、すなわち、官田＝「国家之所有」説を中心に据えた顧炎武の江南官田論は、16世紀に、江南デルタから官田という名称をもつ土地そのものが、従って官田と民田との区別自体が、このように制度の上から消え去ってから、1世紀の時間が経過した後、17世紀の半ば過ぎに提起されたものであった。顧炎武の江南官田論は、それだけに、すぐれてこの時代の課題に答えるべく執筆され、この時代の質を帯びて登場したのであった。

「蘇松二府田賦之重」における顧炎武の江南官田論の中で、官田＝「国家之所有」説は、具体的には、次のような文脈の中に位置づけられている。この一文では、まず、丘濬(1420—1495)の『大学衍義補』(巻24・治国平天下之要・制国用・經制之義上)、正徳7年(1512)刊『松江府志』(巻7・田賦中・「杜宗桓上巡撫侍郎周忱書」)、『宣宗実録』などの諸資料から明代の蘇州・松江兩府における1畝当りの税糧徴収額の重さ、とりわけ官田税糧の重さが指摘される。続いて、税糧のこの重さをもたらしした契機として、南宋、とくに景定年間(1260—1264)から明初洪武年間(1368—1398)にかけて、江南デルタに大量の官田が設置され、蘇州府の税糧額が遂に南宋紹熙年間(1190—1194)の10倍に達したことが挙げられる。そして、15世紀、明の宣徳5年(1430)から景泰2年(1451)にかけて、江南デルタを管轄する南直隸巡撫を勤めた周忱が、官田の1畝当りの実質負担を緩和するため、附加税糧の均等化と銀や棉布による代納を実施したこと、しかし、1畝当りの徴収額の重さはそのまま据え置かれたことに言及する。官田＝「国家之所有」という規定が持ち出されるのは、この場面においてである。『明実録』洪熙元年閏7月丁巳には、広西右布政使周幹による江南デルタ地区を対象とする著名な調査報告がある。顧炎武はこの報告に例示された常州府無錫県のかつては公侯に賜予されていた官田の事例を、とくに『明実録』の当該記事を引用することなく、一般的なありかたとして示す。そして官田を耕作する農民が、当初における「農具・車牛」の官による支給がもはや行われていないにも関わらず、税糧の納入だけは果たさねばならなかったという状況を指摘する。

15世紀の段階では、官田税糧の納入がこのように次第に困難になってはいたが、なおも官田は官田であり、民田は民田であり、両者は厳然と区別されていた。このことこそ顧炎武が主張したい点であった。官田＝「国家之所有」・民田＝「民自有之田」という認識はここにおいて提示されたのである。

しかしながら、官田と民田との間に存在するはずのこうした区別は、土地台帳の脱誤、地片間の境界の不明化、売買の際の官・民の名称変更、登録事務に当たる里長・胥吏の不正によって、次第に曖昧になっていく。顧炎武はこうした過程の進行を、とくに資料を挙げないまま簡潔に描

く。そしてこうした事態に対応するため、周忱の巡撫離任直後、15世紀中葉から、浙江右布政使楊瓚の提言によって湖州府で、中央戸部の指示によって南直隸諸府で、官田と民田との実質負担を均等化する政策の実施が試みられたことに言及する。顧炎武は続いて16世紀前半の嘉靖中年における均糧一官民一則化の改革を次のようにとりあげる。

嘉靖二十六年、嘉興知府趙瀛議、田不分官民、税不分等則、一切以三斗起徵。蘇・松・常三府、從而效之。自官田之七斗六斗、下至民田之五升、通為一則、而州縣之額、各視其所有官田之多少輕重為準。多者長洲至畝科三斗七升、少者太倉畝科二斗九升矣。國家失累代之公田、而小民乃代官佃納無涯之租賦、事之不平、莫甚於此。然而為此說者、亦窮於勢之無可奈何。而當日之士大夫、亦皆帖然而無異論、亦以治如亂絲、不得守二三百年紙上之虛科、而使斯人之害、如水益深、而不可救也。〔原注〕惟唐太常鶴徵作武進志、極為惋歎。

官田を消滅させた16世紀の江南デルタにおける税糧徴収制度改革の基本的内容、各府におけるその進行過程は、先に概観した通りである。今日の研究水準に基づくこの概観に照らすとき、顧炎武の当改革に対する認識は、改革創始の年代を嘉靖26年(1547)に、創始者を嘉興知府趙瀛に比定することにも表われているように、その進行過程について必ずしも正確ではない。また、均糧と徴一とから構成されている改革の基本的内容についても必ずしも立ち入った理解は示されていない。したがって、この改革が、明初以来、45.02% (上述六府総計) もの官田をもつ江南デルタ各府の税糧徴収制度の存立にとって不可欠のものであったことも、必ずしも十分に把握されているとは言えない。

しかしながら、顧炎武は官田を消滅させた16世紀江南デルタの税糧徴収制度改革を決して軽視していたわけではない。むしろ、この改革は、彼が「蘇松二府田賦之重」においてとりあげた南宋以後の田賦にかかわる諸事件のなかでは、もっとも重視されているといってよい。ただ、顧炎武は、15世紀中葉以後、約70年にわたって江南デルタで持続的に展開されてきた改革の前史や16世紀前半から後半にかけて約半世紀を費やした改革の過程よりも、この改革の結果に対して、17世紀の時点から、深い関心を寄せたのであった。上記の引用箇所における「國家失累代之公田、而小民乃代官佃、納無涯之租賦、事之不平、莫甚於此」という部分には、改革の結果が二つの点に要約され、同時にそれへの怒りとも言うべき非常に激しい批判が表明されている。

- 1 國家は歴代設置し、継承してきた公田 (=官田) を喪失した。
- 2 民田の所有者であった小民は、これまで國家が官田から徴収してきた莫大な負担を転嫁された。
- 3 この改革ははなはだしく不公正である。

16世紀の改革の結果に対する彼のこの見解の根底には、彼が15世紀中葉までの時期に即して強調した官田 = 「國家之所有」説が横たわっていた。顧炎武による官田「國家之所有」説は、それ

ではどのようにして形成されたのであろうか。以下に、その形成過程をめぐる二、三の問題を提出しておきたい。

二 唐鶴徴の官田＝「朝廷之田」説

顧炎武の官田＝「国家之所有」説は、以上に見てきたように、顧炎武の生きた17世紀という時代と江南デルタという地域における税糧徴収制度上の現実的課題の所産であった。だが、それに直接の学問的影響を与えたとみなされるのが、唐鶴徴（1538—1619）の江南官田問題に対する見解である。上記の引用文の中で、顧炎武が、官田と民田の1畝当り税糧徴収額を均一化する改革に対して極めて批判的な感慨を吐露した唯一の人物として、とくに注記を加えて紹介している唐太常こそ、この唐鶴徴である。

唐鶴徴は、万曆33年（1605）刊行されたその郷里、常州府武進県の地方志である『武進県志』の編纂者であった。彼はその財政に関する項目の中で、二箇所にあたって、同府下で隆慶2年（1566）に実施された官田民田一則化の改革に対して、以下に紹介するような詳しい評語を付し、この改革に対する極めて激越な批判を行っている。顧炎武は、主として各地の地方志に依拠して『天下郡国利病書』を作成するに際し、この箇所をふくむ『武進県志』の上記項目の主要部分を抜粋・収載した。顧炎武のいう唐鶴徴の慨嘆が、この批判的発言を指していることは明らかである。ちなみに、筆者はかつて1960・61年の拙稿1(注)及び1963年の拙稿2(注)でこの評語について言及した。また伍丹戈は前掲書121ページで以下に示す全文を同じく引用している。

[一] 先是，嘉靖三十二年，無錫知縣王其勤丈田，竟併丈官民田地，均為三則，[隆慶二年]吾邑亦遂倣而行之。不知，官田者，抄没入官，朝廷之田也。民間止佃種，未嘗納佃。其每年上納，止係官租，原非稅糧。凡為民間平田佃種者，率完租七八斗，官田輕至四斗，其視佃民田者，已屬輕額矣。故當時奸頑之民敢於拖賴錢糧者，多佃官田，良民不願者也。說者不察，目租為糧，遂病其重，一概均於民田，令其賠賦，將朝廷入官之田，無佃而白與頑民，將原額所納之租，無辜而重害平民，非理非法，殊為可恠。即當時藉口，不過則多人易為奸。然當是猶止官民二則，近為平沙高低，或三則，或六則矣。三則六則，不苦其為奸，二則反苦之乎。即欲均糧，當存其額可也。藉有如胡忠安者起，朝廷欲賜之田，將何所取。大都精于錢穀，先無如周文襄，後無如應郡侯（常州府知府應楨）苟于便民，于法宜，二公當先為之。豈止令官田自為[一]則，民田自為一則也。

万曆33年（1605）刊『武進県志』卷三・錢穀一・額賦。『天下郡国利病書』手稿本（原編）第七冊・常鎮・武進県志。

[二] 唐鶴徴曰，官民一則之説，殊為何恨。何也。官田者，朝廷之有，而非細民之産。耕之者，乃佃種之人，而非得業之主。所費者，乃兌佃之需，而轉鬻之佃。所輸者，乃完官之租，而非民田

之賦。惟奸宄之徒，則據以為業，良民不敢有也。不揣其本，而齊其末，以租為賦，而病其過重，俾民田均而任之。是上奪朝廷之田，以惠奸宄，下又苦純良之民，代任其租也。是遵何說哉。藉令可行，何宬公之智，不及此也。又藉令有宣力豎勲者起，朝廷將錫之土田，于何取給乎。即不能遽復其賦額，而其田額，終不可使之漸減也。

万曆『武進縣志』前掲・卷4・錢穀2・徵輸。『天下郡國利病書』前掲・常鎮。

唐鶴徴のこの二つの評語の第一の特徴は官田と民田とを法制上の土地所有権の所在一土地所有制という観点からきわめて明晰に分析し、両者の性格が全く異なっていることを強調していることである。今、[二]によって彼の分析の結果を示すと、表2のようになる。

官田は「朝廷之有」に属し、民田は「細民之産」に属している、という所有主体の対比的相異を前提として、経営主体、権利獲得に要する対価、国家への納入物品の性格のいずれにおいても同様に対比的な相異があるとされるのである。

表2 官田民田の性格に関する唐鶴徴の分析

呼 称	官 田	民 田
所 有 主 体	朝廷之有	細民之産
経 営 主 体	佃種之人	得業之主
権利獲得に要する対価の性格	免佃之需	転墾之価
国家への納入物品の性格	完官之租	民田之賦

唐鶴徴の評語の第二の特徴は、上記の分析に基づいて、「官民一則」の改革が厳しく批判されていることである。批判は二つの論点からなる。

一つは、「朝廷入官之田」あるいは「朝廷之田」の、「頑民」あるいは「奸宄」への無償譲渡乃至その所有の容認、すなわち、国家所有の官田の消滅に対するものである。いま一つは、「原額所納之租」あるいは「完官之租」の、「平民」あるいは「純良之民」への転嫁、すなわち、民田所有者の税糧負担増加に対するものである。

唐鶴徴評語[一][二]のいずれにおいても、武進県出身で宣徳年間に礼部尚書となった胡濙への官田賜予の例を想起しながら、こうした賜田に対応するための官田の確保の必要が強調されている。このことからすれば、評語の二つの論点のうち、国家所有の官田の消滅への批判が、民田所有者の税糧負担増加への批判に対して、対等或はそれ以上の位置を占めているかのように見える。この評語に注目した伍丹戈も前掲書で、

這兩斷文字，充分体现了作者对于將田土均為二（一にすべきである）則的憤慨。尤其使他憎惡的是將官田的名義上的所有權也加以否定。

と述べ、二つの論点のうち国家所有の官田の消滅への批判に唐鶴徴の力点があったと把える。

しかしながら、二つの論点のうち、基本になっているのは、むしろ、民田の税糧負担増加への批判の方であり、その根底には「朝廷之有」としての官田よりも、「細民之産」としての民田へ

の強い関心がうかがわれる。というのは以下の理由からである。

唐鶴徴の評語において、官田の性格を規定している「朝廷之田」乃至「朝廷之有」という概念は、たしかに国家所有の土地乃至国家の土地所有を意味している。しかし、この場合の国家の土地所有とは、決して、普天王土理念に基づく国家的土地所有、すなわち、国家が中国の一切の土地を所有していることを意味してはいない。換言すれば、ここでの、国家の土地所有は、「細民之産」と表現されている民間の私人による私的土地所有の一段上級にあって、それを規制する役割を果たすものではない。

ここでの国家の土地所有は、そうではなくて、当時、私的土地所有が土地所有の一般的形態として普及していたことを前提としている。すなわち、ここでの国家の土地所有とは、土地私有制の枠のなかにある国家所有の部分である。誤解を恐れずに、敢えて逆説的に言えば、それは、民間の私人と同じ資格、同じ法人格を持つところの、いわば“国家の私的土地所有”なのである。従って、唐鶴徴は、たしかに先に表示したごとく、官田と民田の性格を峻別し、国家所有の土地としての官田の消滅を憤っているけれども、それは、土地所有制の根幹をなす原理が崩壊したからではない。国家の所有部分が、彼の見地からすれば不合理な仕方での消滅し、この部分に見合った税糧が転稼されたことによって、民間の私人の所有部分に対する税糧が不合理な仕方での増加したからである。このように、官田の消滅と民田への増税をもたらした16世紀の官田民田一則化の改革は、同じく土地所有の主体である国家と民間の私人の双方にとって不合理な措置であったとして、少なくとも同じ比重で批判されている。そして、万曆『武進県志』における唐鶴徴の関連した発言は、彼がこの改革による民田の税糧負担増加により重点を置いていたかをうかがわせる。その一つは、割注の形で付された前引の評語〔一〕に対する本文、すなわち、卷三・錢穀一・額賦の隆慶2年(1566)の条である。

〔隆慶〕二年(中略)、是年郷民比例均科、將官民田壹万肆千貳百玖拾壹頃壹畝壹分參厘、每畝均科平米貳斗壹升伍合壹勺伍抄捌撮壹圭柒粟陸顆參粒。民山蕩如故。自是官田之則遂廢、而民田每畝為賠米貳升壹合參勺矣。

ここでも、最後の一句で、官田に起こった変化と民田に起こったそれとが平行的に述べられているが、この句の全体として意味するところは、官田固有の每畝公定税糧徴収額が廃止された結果、民田が、在来の官田の重い公定税糧徴収額の一定部分を、官田に肩代わりして賠償納入しなければならなくなった、というものである。すなわち、民田の每畝公定税糧徴収額の負担増加のみが叙述されているのである。

いま一つは、万曆『武進県志』の編纂方針自体に内包されている考え方との関連である。まず、「万曆乙巳五月之朔・賜進士出身・中憲大夫・太常寺少卿・邑人・唐鶴徴撰」と署名された「武進県志序」に見られるものである。その一節にいう。

武進為財賦之奥区，民生舒慘，惟是焉係。故於財用特詳。即或類於黃白冊，不論也。

万曆『武進県志』卷三・錢穀一(戸口・額賦・里徭)，卷二・錢穀四(徵輸・徵權・土貢・賑貸)は、明代江南デルタの地方志の財政に関する部分のなかで、とりわけ詳細で充実した内容をもっている。先述のように、顧炎武が『天下郡国利病書』の作成に当たって、その主要な部分を抜粋したのも、その故であったと思われる。「武進県志序」の右の一節において、編者唐鶴徴は、本志は黄冊・白冊といった税糧徴収台帳と同じではないかという批判を恐れずに、敢えてこの部分を詳細にした理由として、人民の生活の幸福も悲惨も財政に係っているからだ、と述べている。

唐鶴徴は同じ問題意識を、卷三・錢穀の冒頭で、さらに具体的に展開している。

江南為財賦奥区，其所入半天下。我常雖不及蘇松，而武進則甲于常矣。語云，巧者有余，拙者不足。国初田不及今日之七，賦不及今日之半，而上下充然其羨。迺者田日墾，賦日益，而司農屢告匱，閭閻益苦枵虛。有余不足之故，豈難知哉。夫亦司計者，不量其出，而典土者，未去其蠹邪。夫量其出，非志之所能及。去其蠹，則額數定，而典籍明已爾。他志皆視為文具，無裨實用，曰非黃白冊也。余以為，一邑之志，所以為一邑之民。今日吾邑民之命脈，孰急于是。故不厭其繁俗而備載之。

唐鶴徴のいうところは、およそこうであろう。国家財政の大半を支える江南デルタの一角にある武進県では、公課徴収額の不足と住民の生計維持の困難が大きな課題となっている。地方官にとって打開可能な方策は、毎年の徴収額を確定し、それを文献に明示することによって、不正行為の除去を行うことであるが、こうした財政運営に必要な具体的な記録作りに対して、他の地方志の編纂者は、それを形式的で役に立たないこととし、地方志は徴収台帳ではない、という。しかしながら、自分は、一つの県の地方志は、その県の住民に役立つことを期して編纂されるものだと考えている。今日のわが武進県の住民の生きていく手立てとして、この財政問題を置いて緊急なものはない。従って、繁雑で不粋なことをも厭わず、詳しい記録を掲載するのである、と。

以上のように、唐鶴徴は、万曆『武進県志』とその錢穀の項を、彼の生きた時代の武進県における「民生舒慘」—住民の生活の幸福と悲惨、「吾邑民之命脈」—県民の生きていく手立てに関わる問題の解決を目指して編纂した。官田と民田との1畝当りの税糧徴収額を均等化した16世紀の改革に対して、彼の地元である武進県におけるこの改革の実施から数えて約半世紀ののちに、彼が自らの編纂になるこの地方志で行った強い批判も、このような問題意識とは無縁ではない。

唐鶴徴の評語の二つの論点の比重は、万曆『武進県志』自体に対する以上の検討を踏まえるとき、後者に、すなわち、民田の毎畝税糧負担額の増加への批判であったと云うべきであろう。前者、すなわち官田の消滅あるいは国家の官田喪失への批判は、後者を導き出す役割を果たしたの

である。

三 顧炎武の官田＝「国家之所有」説の形成と企図

16世紀の江南デルタにおける均糧，すなわち，官田と民田の毎畝徴収額を均一化した税糧徴収制度の改革に対して，官田と民田の所有主体の明確な差異を強調しつつ厳しい批判を行った顧炎武の見解が，それに先立って万曆『武進県志』を編纂し，この改革への激しい批判を行った唐鶴徴の見解を継承していることは，以上の考察からほぼ明らかにされた。

ここで，17世紀を生きた顧炎武が，なぜ過ぎ去った16世紀の改革を批判し，なぜこの際すでに消滅した官田と民田との所有制における差異を厳しく指摘したのかについて，改めて検討を加えておこう。そのことを通じて，唐鶴徴の問題意識との関連も探ることができよう。

明代江南官田と16世紀における官田民田一則化への顧炎武の批判は，『日知録』巻十「蘇松二府田賦9重」に先立って執筆されていた『官田始末考』の中ですでになされていた。

万曆九年，大均天下之田，遂拳官田与民田，而合之為一則。於是八升七升之田，無非三斗以上之田。朝廷坐失累代相伝之公田，而平民乃代官佃納無涯之租賦，事之不平，莫甚於此。

万曆9年(1581)，張居正の丈量の実施当時において，官田と民田との一則化が行なわれたとする顧炎武の認識は，非常に興味深いものの，それ自体は正確ではない。しかしこの一節で重要なのは，万曆『武進県志』における唐鶴徴の評語[一][二]の中心的論点と用語がそのまま継承されていることである。すなわち，官田の喪失と民田への税糧負担の転嫁という二つの論点，“朝廷”，“平民”などの用語である。

『日知録』巻十「蘇松二府田賦之重」においては，本稿一の二つの引用文に見られるように，中心的論点はそのまま継承されている。むしろ『官田始末考』に比較して，官田・民田それぞれの性格規定に関する唐鶴徴の見解がより積極的に導入されているといえよう。

この際，顧炎武は新たに『宋史』『金史』の食貨志の記事を援用し，これらの時代においては，官田と民田とが峻別されていたことを強調する。

猶夫宋史所謂一曰官田之賦，二曰民田之賦，金史所謂官田曰租，私田曰稅者，而未嘗併也。⁽¹⁹⁾

顧炎武は，「蘇松二府田賦之重」において，このように，傍証を過去の文献の中に求めただけではない。本稿一の「蘇松二府田賦之重」からの引用部分と，二の万曆『武進県志』錢穀一・二からの引用部分とを対照すれば明らかなように，顧炎武は唐鶴徴の用いた表現をも改めている。すなわち，“朝廷”は「国家」に，“細民”は「民」に，“産”は「田」にと変えられ，国家の土

地所有と人民の土地所有との対比が、より一般的に、より鮮明に表現されている。

以上のように、顧炎武は、明代江南官田に関する自己の見解を形成するに際し、唐鶴徴の見解を学び、それを継承・発展させた。それでは、顧炎武は、どのような問題意識から、彼の在世の一世紀前にすでに消滅した江南官田への考察を持続したのであろうか。

結論的に言えば、あたかも唐鶴徴が¹⁾その郷里の常州府武進県の直面する地域の課題にもとづいて、過去の官民一則化に対する批判を行ったように、顧炎武もその郷里の崑山県の属する蘇州府及び松江府、さらにこの両府を含む江南デルタ一帯の田賦が重いという課題を解決するために、江南官田論を展開したのであった。

『官田始末考』の冒頭には、こうした顧炎武の問題意識が直截的に表現されている。すなわち、そこでは、蘇州・松江・常州・嘉興・湖州五府の税糧について、

其科徴之重，民力之竭，可知也已。

と論じた15世紀の人、丘濬の『大学衍義補』の一節が提示されたあと、顧炎武自身が次のように述べている。

按文莊（丘濬）此論甚明悉，特未考五府税糧所以偏重之故。即今五府之人，久而莫詳其本矣。因為論次如左。

天下租賦之重，至浙西而極，浙西之重，蘇・松・常・嘉・湖五府為甚，五府之中，蘇為甚。

顧炎武は、丘濬の見解を高く評価しながらも、そこには、江南デルタ五府のみが重い税糧を課されている原因についての解明がなされておらず、自分と同時代の当の五府の人々自身もその原因を理解していないとする。そして、それこそが『官田始末考』執筆の理由であるという。叙述は、江南デルタ五府の中でも蘇州府を主体として展開される。

『官田始末考』においても、「蘇松二府田賦之重」においても、重賦の原因の解明は宋代に遡ってなされているが、もっとも直接的な原因として重視されているものこそ、先述した16世紀の官田民田一則化の改革である。これをめぐる叙述の中に、顧炎武の地域の利害への関心が、また、率直に表明されている。

16世紀の官田民田一則化以後、17世紀中葉にかけての状況について、『官田始末考』は次のように述べている。

今且数十年，而後之人，遂以三斗以上，為蘇州田賦之常額。豈知国初之民田，本不過宋元之旧額哉。今將減而仍八升七升之額，固必不能，而復立官田，亦難卒辦。有王者作，必有能為此邦經

久之画者，著其始末，俾後之人，有以攷焉。

官田と民田の毎畝徴収額を均一化した16世紀の改革から，すでに数十年が経過してしまったため，蘇州府の人々は，蘇州府の税糧徴収額は常に一畝当り三斗以上であった，とみなしている。まして彼らは，明初の民田の一畝当りの徴収額が，宋元のそれを継承して，非常な低額であったことを知るよしもない。

顧炎武はこのように述べて，蘇州府における一畝当りの税糧徴収額が比較的最近に形成されたことを，この地域の人々が改めて認識するようにと呼びかけている。

顧炎武が唐鶴徴と異なるのは，唐鶴徴が税糧徴収問題に関する詳細な記録を地方志に残すことを通じて，税糧徴収をめぐる不正行為を間接的に規制しようとしていたのに対して，顧炎武が具体的な税糧削減のプランを提示したことである。

『官田始末考』の上引の一節の末尾には，読者がお気付きのように，すでに，次のような意味の言及が含まれている。

いま，一畝当り三斗以上になる税糧徴収額を一挙に一畝当り八升或は七升という明初の民田の額の水準まで削減することはもとより不可能である。さりとて，もとの官田を今一度復活させて，その部分にかつて担っていた重い税糧を再び割り当て，もとの民田部分には軽い税糧の納入ですむようにさせることも，結局は難しいであろう。

ここで顧炎武が提示している税糧削減案は，大雑把に言えば，江南デルタの歴史を，一つは14世紀の明初まで，いま一つは16世紀の嘉靖中年・万曆初年までを逆に遡らせるという内容をもっており，顧炎武自身，実現は不可能とみなしている。この案は，いわば，読者に問題の所在を示す手段としての役割を担わされている。問題の解決は，何時の日か明の正朔を継いで登場する「王者」に委ねられ，その中に，「この江南地域のために恒久的な方策を樹立し得る者」が出現することが期待されているのである。

しかしながら，顧炎武は，『官田始末考』では，巻末に付け加えられた「減科議」という一文において，また『日知録』の「蘇松二府田賦之重」では「減糧額」という説明語のある一節において，彼がより実現可能と考えるところの税糧削減プランを提示している。この二つは，ここでは行論の便宜上省略した私租削減の部分の小異を除くと全く同文で，以下の如くである。

有王者作，咸則三壤，謂宜遣使，案行吳中，逐畝清丈，定其肥瘠高下，為三等，上田科二斗，中田科一斗五升，下田一斗，山塘塗蕩以升計者，附於冊後。

この提案においても、問題解決の担い手は「王者」に託されているが、プランの内容は、明初の民田税糧額、或は嘉靖期に始まる改革以前の官田の復活といった歴史廻行的な、超現実的なものではない。

対象地域は「呉中」、すなわち江南デルタに置かれており、これは『官田始末考』の冒頭にいう蘇州等の「五府」に当るであろう。さらに、16世紀の一畝当り税糧徴収額の改革時にも現実に行なわれたように、各県を単位として、田土の測量・再登記としての「清丈」（「丈量」）と土地の生産性の査定（「定其肥瘠高下」）が実施される。その上で、土地の生産性に見合った税糧徴収額が設定される。この徴収額の水準も、一定の根拠をもっているようである。この水準と『官田始末考』の記す蘇州府各県の当時の現行の額とを表3において対比してみよう。

表3 顧炎武在世時の蘇州府下各県の毎畝税糧（平米）徴収額と顧炎武の税糧削減プラン

県（洲）名	顧炎武在世時の現行税額	削減プランの対現行額比		
		上田	中田	下田
長洲県	3.7斗	54%	40%	27%
呉江県	3.6斗	55%	41%	27%
呉県	3.44斗	58%	43%	29%
崑山県	3.35斗	59%	44%	29%
常熟県	3.2斗	62%	46%	31%
太倉州	2.9斗	68%	51%	34%

顧炎武の設定した中田の新徴収額を、顧炎武在世当時の蘇州府下各県の現行の徴収額と対比すると、前者は後者の40%乃至50%に当たる。上田の場合には60%台があり、下田の場合には30%前後であるものの、中田がもっとも標準的と考えられるので、顧炎武は現行のはぼ60乃至50%程度の削減を構想していたように思われる。

ちなみに、このような徴収額水準が導き出された根拠は、後に四の（3）で触れるように、明初から官田民田一則化に至るまでの民田の一般的な徴収額であった一畝当り五升にあるようである。すなわち、顧炎武は自己の理想とするこの五升を基準に、その二倍の一斗、三倍の一斗五升、四倍の二斗という額を算出し、これを新たな徴収額としたものとみなされる。

このように、顧炎武はその郷里崑山県の属する蘇州府と江南デルタ諸府の税糧徴収額削減という課題、極めて具体的な地域の利害に関わる課題の解決を企図して『官田始末考』を執筆し、さらにその内容を「蘇松二府田賦之重」に凝縮したのであった。彼が唐鶴徴に学んで、官田は「民の自有」の民田とは異なり、「国家の所有」に属する土地であることを強調し、官田民田を一則化した16世紀の改革を批判したのも、当然のことながら、この実践的な企図と結びついていた。

非常に興味深いのは、顧炎武が、唐鶴徴に比べて、かかる実践的企図に結びついた発言をより多く行なっているため、その官田・民田の性格規定や官田民田一則化の改革批判の意味するとこ

ろも、より鮮明に理解できることである。

とりわけ、「豈知国初之民田，本不過宋元之旧額哉。今將減而仍八升七升之額，固必不能，而復立官田，亦難卒辦」という上引の一節の含意するところは重要である。この一節が一畝当りの税糧額削減のプランとしては、まことに非現実的であり、顧炎武もそう考えていたことはすでに述べた。しかしながら、この一節からは、(1) 税糧負担の軽微な民田が、明初以来、16世紀の改革までは存続してきた、(2) 官田の税糧負担はそれ自体としては重いが、官田が存在している間は民田の軽微な税糧負担も保持されていた、という顧炎武の認識が窺える。こうした認識から、顧炎武の脳裏には、改革以前の民田の軽微な負担水準を回復するためには、官田を復活させねばならない、という発想すら浮かんだのであった。

もとより、顧炎武のこうした民田重視の見解については、その史実認識をめぐって大きい疑問も湧く。たとえば、官田62.98%・民田37.02%という蘇州府、官田84.52%・民田15.48%という松江府⁽⁹⁰⁾といった地域では、民田の負担増よりも官田の負担減こそがまず必要とされたのではないか。あるいは官田・民田の負担の平均化こそ痛切にその必要が叫ばれていたのではないか。16世紀の官民一則化の改革は、これらの状況の下で、むしろこの地域の人々から要請されていたのではなかったのか、等々。ちなみに、筆者自身は、既往の拙稿において明らかにしたところを通して、むしろ、ここで疑問の形で述べた見解に立っている。

しかしながら、ここで留意されねばならないのは、顧炎武が、すでに本稿で言及してきたように、各府県における16世紀の改革から少なくとも四分の三世紀以上を経過した17世紀の江南デルタにおける税糧負担額削減という企図に立って議論を進めていることである。万曆『武進県志』錢穀の項所載の官田民田一則化に対する唐鶴徴の評語は、この企図の正当性を裏付けるに足る理論的内容を孕んでいた。繰り返して述べてきたように、唐鶴徴の評語は、官田と民田とを土地所有制の観点から、極めて原理的に、鮮明に対比し、官田を消滅させることによって在来の民田の負担を増加させた16世紀の官田民田一則化の改革を非妥協的に批判したものであったからである。

顧炎武は、唐鶴徴評語の概念規定をより一般的に、明快にし、官田を「国家之所有」、民田を「民自有之田」と表現し、「国家」の官田喪失、「小民」の莫大な税糧負担増を結果した16世紀の改革を、「事之不平，莫甚於此」と厳しく批判した。在来の民田の負担水準回復のために在来の官田を復活するという先に見たその構想からするならば、顧炎武は、必ずしも「国家」のために、国家の財政収入の維持のために、官田が「国家之所有」であることを強調し、その喪失を嘆いたのではない。顧炎武は、「民自有之田」、人民が私的に所有する土地としての民田の税糧負担水準が、それにふさわしい軽微なものであることのためにこそ、官田が「国家之所有」に属する土地として存続し続けるべきであった、と主張したのである。

『官田始末考』や「蘇松二府田賦之重」を通読するかぎり、顧炎武は、宋代以後、明初に至る

官田の設置や拡大それ自体に対しては、官田承佃者の負担の大きさと生計維持の困難という点から、むしろ批判的である。しかし、17世紀江南地域の税糧負担削減という企図にたつ時、彼は、いわば民田の負担水準を引き上げないための防波堤として、民田を維持するための手段として、官田の維持を強調したのである。

官田に対する顧炎武の捉えかた、すなわち官田が「国家之所有」であることを強調する立場が、実は以上のような意味を持っているとすれば、それは、江南デルタで官田が実際に拡充されていった時期、宋代以後の現実の土地所有制とはどのように関わるであろうか。官田の造成が、王朝国家による土地の政治的没収や強制買上げによっていることからすれば、江南官田拡充の時期の私的・個別的な土地所有は近代的な意味での所有として確立していなかったといえよう。しかしながら、先にも触れたように、唐鶴徴・顧炎武の理解における官田は、全土を覆う普天王土的な国家的土地所有ではなく、私的土地所有の原理が貫徹している中の国家の所有部分であり、いわば“国家の私有する土地”であった。そして顧炎武においてより鮮明に表れているこの両者の立論の企図からすれば、第一義的に保証・維持されるべきなのは、「国家之所有」としての官田の利害ではなく、「民自有之田」としての民田の利害であった。官田が「国家之所有」であることを強調する唐鶴徴・顧炎武の見解は、江南官田拡充の時代が、土地国有制の強固な時期であったことの所産であるように見えるが、それは表面上のことである。両者の見解は、官田そのものが、宋代以降における中国固有の私的・個別的な土地所有の成熟の中で、人為的に創出されたこと、明末には、かかる固有の私的・個別的な土地所有の権利が、地域の共同利害としての税糧負担水準の問題と結び付いて一層尖鋭に自覚されるようになったことを示している。

四 顧炎武官田論のいま一つの源流——『天下郡国利病書』蘇上（手稿本・原編第四冊）と所収一記事の理解

(1)

唐鶴徴や顧炎武の極めて尖鋭な官田論が一畝当たり税糧負担額削減という彼らの郷里、江南デルタ地域の共通の課題の解決を企図して展開されたことは、すでに見た通りである。このうち、顧炎武の官田論と、郷里である崑山県や同県の所属する蘇州府への彼の関心とが緊密に結合していたことについて、別の角度から検討しておこう。その手がかりは、顧炎武の編纂した『天下郡国利病書』手稿本の蘇州府に関する段落の前半にあたり、合計62葉からなる「蘇上」の中に見出される。以下、この部分を「蘇上」と略称する。

先ず、「蘇上」の構成や内容上のいくつかの特徴を指摘しておかねばならない。

[1] 周知のように『天下郡国利病書』は、基本的には、顧炎武が、彼の所見のおびただしい地方志の中から、とくに関心を抱いた記事を抄写し、各省（布政使司）・各府ごとに整理したも

のである。しかしながら、「蘇上」は単に抄写された地方志の記事を集めたものではない。「蘇上」は、それ自体が次ぎに示すように一つの構成のもとに整然と編集されている。

蘇州府 [疆域] [城] [衛] [駅通] [鈔関] [形勢] [往事] [山水—歴代水利] [兵防] [財賦]
 吳 県 [疆域] [巡司] [山水] [郊聚] [古蹟]
 長洲県 [疆域] [巡司] [山水] [郊聚]
 吳江県 [疆域] [城] [駅] [巡司] [形勝] [山水] [関梁] [郊聚]
 常熟県 [疆域] [城] [巡司] [形勝] [山水] [郊聚]
 崑山県 [疆域] [城] [駅] [巡司] [山水] [郊聚]
 嘉定県 [疆域] [城] [所] [巡司] [山水]

[2] こうした構成は、また、蘇州府の明代編纂の府志である洪武12年(1379)刊『蘇州府志』、正徳元年(1506)刊『姑蘇志』などのそれと対応しておらず、独自に設定されたものである。

[3] 明朝の正朔を奉じていることを示す表現 (A) や南明の年号 (B) が使用され、また、作者の姓名を削除した個所 (C) があり、[蘇上] の編者の反清復明的な立場が窺われる。以下 (A)、(B)、(C) に示す通りである。

(A) 「元末、張士誠據平江、称吳王、我大祖平之」(蘇州府 [往事])。「大明永樂二年、戸部尚書夏原吉云々」(蘇州府 [山水—歴代水利])。

(B) 「弘光元年、命工部主事朱子覲開吳淞江」(蘇州府 [山水—歴代水利])。

(C) 常熟県 [山水] 三個所。嘉定県 [所] [山水]。

[4] 蘇州府及び同府属の六県ごとに設定された各項目 ([1] 参照) に即して、出身地の士大夫や地方官の記した経世文が収載されている。これらの文章の中には、吳江県 [郊聚] の項における徐師曾の見解が『嘉靖吳江県志』に原載されていたものであるように、地方志からの引用が少なくない。しかしまた、蘇州府 [財賦] に引用された丘濬著『大学衍義補』の一節のように、地方志以外の文献に含まれていて、他ならぬ顧炎武が『官田始末考』や「蘇松二府田賦之重」の執筆に際して重視してきたものも見出される。

[5] 「蘇上」には、「臣按」という一句で始まる按語がしばしば見られる。この形式をもつ按語には二つの種類がある。一つは上記蘇州府の項の『大学衍義補』からの引用に見られるごとく、原文そのものに含まれている場合である。いま一つは吳江県 [郊聚] の項のように、引用された嘉靖『吳江県志』の「徐師曾曰」ではじまる一節には、もともとこの形式の按語はなく、明らかに「蘇上」の編者が自己の所見を記すために付け加えた場合である。

「蘇上」の構成や内容に見られる以上の五つにわたる特徴から、私たちは次のような見通しを得ることができる。第一に、この「蘇上」全体が、独自に編纂された蘇州府を対象とする地方志、いわば私撰の「蘇州府志」ともいうべき性格を帯びていることである。第二に、「蘇上」では明朝を正統とする立場が貫かれており、したがって『天下郡国利病書』自体の編者顧炎武の立

場と共通したものがあること、また、財政に関して「蘇上」の中で重視されている文献と、当時の顧炎武によって一貫して重視されている文献とが一致していることなどから、「蘇上」の編纂者が顧炎武であると推定できることである。総括的に言えば、ここまでの検討に依拠するとしても、「蘇上」は顧炎武撰『蘇州府志』稿本である可能性が強いと言えよう。少なくとも、『天下郡国利病書』手稿本「蘇上」は、顧炎武と非常に近い観点をもって書かれた、蘇州府を対象とするところの地方志に準ずる作品である、といえよう。

さて、顧炎武の官田論とその郷里たる崑山県や蘇州府との緊密な結び付きを示すのは、実は他でもなく、この「蘇上」の蘇州府・〔財賦〕の項の構成と内容である。この項は二つの部分から構成されている。前半は合計17行からなり、すべて、顧炎武がその官田論の中で常に重視しているあの丘濬『大学衍義補』・巻二十四・制国用・経制之義上からの引用である。ここでは『官田始末考』の場合よりも、また「蘇松二府田賦之重」の場合よりも詳細な引用が行なわれている。すなわち、

已諺有之，蘇松熟天下足。伏願明主一視同仁，念此五郡財賦所出，国計所頼，凡百科率，悉從寬省。（下略）

という個所を含む引用である。つまり、すでに15世紀の時点で、丘濬が蘇・松・常・嘉・湖五府の公課負担削減を皇帝に訴えている部分である。

問題を深める上で重要なのは、合計28行からなる後半の部分である。この部分はまた、「楊芳日」で始まる4行弱の段落と、それに続くところの「臣按」に始まる24行弱の段落とに二大別される。行論の展開を一部分先取りしていえば、この〔蘇上〕・財賦の項では、先ず明初の民田の負担が軽微であったことを伝える格好の資料として「楊芳」の見解が紹介され、続いてそれを前提としながら、江南デルタの税糧削減を強く訴えるところの「臣」の見解が提示されている。

(2)

「楊芳日」に始まる段落の全文は、以下の通りである。

楊芳曰。元耶律楚材，定天下田税，上田畝三升，中田二升五合，下田二升，水田五升。我朝天下田租，畝三升三合五勺。蘇松後因籍没，依私租額起税，有四五斗，七八斗，至一石者。蘇在元糧三十六万，偽吳百万，今二百七十余万矣。

この短文の主旨は以下の通りである。

楊芳なる人物の見解によれば、元朝の時代の税糧の水準は一畝当り升を単位とする軽いもので

あり、明朝のそれも同様に一畝当り升を単位とするものであった。ただ、蘇州府・松江府だけは、その後民田が没収されて官田となり、没収前の私租額を基準にして税糧額が設定されたため、一畝当り斗を単位とし、あるいは一石にも達する重いものになった。その結果、蘇州府の場合、府全体の税糧の合計は二百七十余万石になった。

明初の江南デルタにおける官田や民田の存在形態については、かつて1960・61年の拙稿¹、及び1986年の拙稿^{8・9}で明らかにするところがあったが、いまは、それと楊芳の認識との異同については問わない。ここで重要なことは二つである。一つは、楊芳が明初においては民田の一畝当りの税糧額が非常に低かったと強調していることである。この点は後に取り上げる。いま一つは、楊芳のこの見解が、顧炎武の郷里の蘇州府崑山県の人々によって注目され、代々継承されてきたことである。以下では、この後者の点を改めて明らかにしておこう。

「楊芳曰」で始まる一文が初出するのは、管見の限りでは、蘇州府崑山県の人、進士出身の官僚たる葉盛（永樂18年<1420>—成化10年<1474>）の著作『水東日記』巻四「蘇松依私租額起税」である。次にその全文を引く。

長洲民楊芳、景泰中嘗以十事上巡撫鄒都御史。其均税額以為。古昔井田養民、而秦廢之。漢初輕田租、十五而税一、文・景三十而税一。光武初行十一之税、後三十而税一。晉隆和畝收二升。五季錢氏兩浙畝三升、宋王方贊均兩浙田畝一斗。元耶律楚材定天下田税、上田畝三升、中田二升五合、下[田]二升、水田五升。我朝天下田租畝三升、五升、三合、五合。蘇松後因籍没、依私租起税、有四五斗、七八斗至一石者。蘇在元、糧三十六万、張氏百万、今二百七十余万矣。

『水東日記』のこの一文の中、井田法・秦漢の田租から五代・宋に至る個所を除いた残りの部分だが、「蘇上」所引の「楊芳曰」の一節になっていることは明らかである。ただ「蘇上」では、明初の一畝当り税糧額を示す「我朝天下田租」の数値が「畝三升三合五勺」になっているのに対し、『水東日記』の一文では、「畝三升、五升、五合、三合」である。「蘇上」がそれに続く「臣曰」の段落では、「三升三合五勺」を用いず、民田の軽微な負担額を「五升」と表記していることから、「蘇上」の方に何らかの誤写があるように思われる。

さて、『水東日記』の読者が崑山県人に限られることはもとよりありえないが、「蘇松依私租額起税」の一文が、その後も同県の士大夫の重視するところとなっていたことは注目される。成化6年（1470）の崑山県の生まれ、正徳3年（1508）の進士で、嘉靖19年（1540）には71歳での在世が確認されている方鵬⁽²¹⁾は、「景泰中」の「長洲県民楊芳」が巡撫鄒某宛に差し出した上書と「松江の夏時⁽²²⁾が撰した所の政監」との二つの見解に基づき、知府劉某に「蘇松税糧之所由重」を訴え、その軽減方を要請した。すなわち「復劉方伯書」である。この中、楊芳の上書として引用されている部分は、ほぼ『水東日記』の上記の一節に等しい。

加えて注目しなければならないのは、この方鵬の「復劉方伯書」が、後年、顧炎武の死の翌年の康熙22年(1683)に編纂され、抄本の形で遺されている『崑山県志』(北京図書館善本室蔵)の中に「邑人の方鵬」執筆のものとして収載され、今日に伝えられていることである。

以上のように、『天下郡国利病書』「蘇上」所載の「楊芳曰」で始まる段落は、蘇州府長洲県人楊芳の景泰年間における巡撫への上書の内容を記録したものであるが、この上書を重視し、後代へと伝えていく上で、代々の蘇州府崑山県人の果たした役割は小さくない。「楊芳曰」で始まる段落は、いわば崑山県にゆかりの深い一文であるといえよう。

(3)

「臣按」で始まる段落は長文にわたるが、いずれも『官田始末考』や「蘇松二府田賦之重」における顧炎武の官田論との関連を問う上で重要な内容を持つ。先ず全文を、分節を設けた上で提示しておく。

[1] 臣按、今日糧額之重、莫甚于蘇州矣。然国初民田大率以五升起科、則固未嘗有增于耶律楚材所定之額也。惟抄没之田最重、有至一石以上者。而蘇在国初克平偽吳之後、抄没独多。故総計之、有二百八十万之額。安有聖祖而為加賦之事乎。迨後宣廟深憫斯民之困、下詔、每田一畝、納糧自一斗至四斗者、各減十分之二、四斗一升至一石以上者、各減十分之三。永為定制。然一石而減其三、猶是七斗、是民困未蘇。

[2] 至嘉靖中、巡撫歐陽鐸、始行牽耗之法、均其稅于民田、而各県之田、皆不及四斗、人為便。此因一事褒益之權。然使当日五升起科之田、莫非三斗以上、小民自有之田、与抄没者同其科、而久遠之後、遂忘聖祖取民中正之大制。

[3] 後之人、不考其本相伝之、妄至謂太祖忿東吳久抗王師而重其賦者。〔原注。庶吉士張溥文集。〕耗之法、太祖止科抄没之田、原未概科三吳之賦。至于蠲免之恩、在洪武中、蘇州止蒙一次、自緣入版圖之日淺耳。豈有一土誠之故而并罪其民乎。

[4] 聖明在上、念一方之困已二百八十年、而又念今日所謂抄没之田、並已子孫數十伝、忘所自来、以為己有、而冊籍亦多不存。儻得一切拳而平之、俾得比于民田之賦、即不敢望復五升之額、而則為三壤、不過一二倍之而止。其他各郡、以次推行、使三吳之田、曠然一反古初之旧、而聖祖中正之制、亦大白于天下。朝廷獲減賦之名、而歲入之數、無損于宋元之盛。豈非一方之幸哉。

[1] では、当面する時期の蘇州府の税糧負担の重さが他に類例を見ないという認識が提示された上、明朝開創期の蘇州府では、一方で民田の軽微な徴収水準の維持、他方で抄没田の多設とその徴収水準の重さ、という二つの状況が併存していたことが指摘される。付加的に、宣徳期における重額部分削減措置への言及がある。

[2] では、嘉靖年間に応天巡撫歐陽鐸が税糧の付加徴収部分である耗米の操作という方法を用いて、抄没田の一畝当りの税糧額と民田のそれとの均等化を実施し、その結果、府下各県ではすべての田土の税糧額が四斗以下のレベルに統一された、という認識が提示される。16世紀の均糧＝官民一則化の改革についての言及である。

続いて、この改革が別の側面から分析される。一畝当り五升という軽微な税糧負担額が廃止されて、いずれの田土の税糧負担もみな一畝当り三斗以上に改変されたため、「小民自有之田」としての民田と抄没田とが同一の取り扱いを受けることになり、このため、明朝の創始者朱元璋による中庸・公正なる徴税水準維持政策が忘れ去られることになった、とされる。

[3] では、[1][2] をふまえて太祖朱元璋が、明朝樹立過程における抵抗勢力への報復政策として、江南デルタ地域の税糧負担額の一律引き上げを実施した、という見解に対する反駁がなされる。

[4] では、江南地方の困窮が明朝開創以来すでに二百八十年続いていること、この長年月の間に本来国家に属していた抄没田もすでに私有の土地と化していること、皇帝が自覚して、税糧削減を実施するよう提案がなされる。

すべての土地を民田とみなし、民田にふさわしい税糧＝賦税を賦課すること。明初の一畝当り五升の水準を復活することが難しいとしても、土地の肥瘠に即して上中下三つの等級を設定し、五升の二乃至三倍（＝原文の「一二倍」）に当たる一斗乃至一斗五升の水準に留めること。蘇州府だけでなく、江南地域の他の府においても順次実施すること。

これが提案の内容である。

江南地域の土地の面目を抄没開始以前の状態に戻し、太祖朱元璋の政策の中庸・公正さを天下に認識させ、朝廷は減賦の誉れを享受するとともに、宋元水準の歳入を保持できよう。

これが提案実施の効果についての展望である。

(4)

以上のように、「蘇上」蘇州府・財賦の「臣曰」に始まる段落は、顧炎武の官田論と共通する点が多い。

主題が、蘇州府を始めとする江南デルタ地域の一畝当りの税糧負担額の削減にあることは、両者の共通した前提であるが、税糧負担額の過重をもたらした直接的な契機を16世紀の官田民田の一則化の改革に求め、この改革に際して官田の従来負担が従来民田であった部分に転嫁されたことを重視するという問題把握の仕方にこそもっとも基本的な共通点がある。

すなわち、本稿の一から三においては、顧炎武や彼に大きい影響を与えた唐鶴徴によって、官田が「国家之所有」乃至「朝廷之田」であることが改めて強調されるのは、彼らが官田それ自体の維持が必要であると考えていたためではなく、「民自有之田」である民田と民田に固有の軽微

な税糧を維持することが必要であると考えていたためであった、と分析してきた。

一方、本稿四でここまで論述してきた「臣曰」に始まる段落では、太祖朱元璋が、従来の民田の抄没を実施しつつも、抄没の対象外の民田については元代以来の民田固有の軽微な税糧負担額を保証していたことが強調され、嘉靖年間の改革によって、「小民自有之田」としてのこの民田が全く性格を異にする抄没田と同一水準の負担を課せられるようになったことが批判されている。

ちなみに、「蘇上」・崑山県・郊聚の項には、同県人、進士出身である婦有光（1506—1571）の「与邑令論三区賦役水利書」⁽²⁴⁾の全文が収録されている。そこでは、在来一畝当り五升であった同県の三つの地区の税糧負担を一挙に三斗三升五合に変えた嘉靖17（1538）の蘇州府知府王儀の「牽耗之法」——官田民田一則への批判が展開されている。

いま一つ注目されるのは、一畝当りの税糧負担削減の方法について、『天下郡国利病書』「蘇上」の「臣曰」で始まる段落と、『官田始末考』、『日知録』「蘇松二府田賦之重」との間に明らかな共通点があることである。前者には「則為三壤」という部分がある。これは後者の「威則三壤」という部分に対応している。いずれも、土地の生産性——肥瘠に基づく三等級の畝当り徴収額の設定が「三壤」という語を用いて提起されているのである。

このように、「蘇上」財賦後半の「臣曰」の段落の主題と論理は、顧炎武の官田論のそれと本質的な点で共通している。ここで想起されるべきは、明代民田の税糧負担の抄没田のそれとの違いを指摘することによって、続く「臣曰」の段落の論理展開の伏線を形作っている「楊芳曰」の段落が、また、顧炎武の郷里蘇州府崑山県にゆかりの深い文章であることである。「臣曰」に始まる段落が顧炎武によって執筆され、「臣」とは他ならぬ顧炎武の自称であることは、ほぼ確かだと思われる。かりに執筆者が顧炎武ではなかったとしても、その人物の観点は『天下郡国利病書』自体の編者顧炎武のそれと極めて近いものがあつた、と言えよう。

なお、「臣曰」に始まる段落の内容と『官田始末考』や『日知録』巻十「蘇松二府田賦之重」における顧炎武の官田論の内容との間には異同もある。

第一は、後者では、明朝が宋元両朝から継承した官田と明朝自身が抄没其他の方法で設置した官田とが、一括して「官田」と呼称され、それと民田とが対比されているのに対し、前者では、いま見てきたように、明朝が抄没した土地が「抄没之田」等と呼称され、民田と対比されていることである。

第二は、前者においては、聖祖、太祖という表現で明朝の創設者朱元璋の存在が強く意識されており、また、「聖祖中正之制」が讃えられる一方、「概科三吳之賦」などという太祖の政策への批判に対する反批判が試みられていることである。

第三は、かつて拙稿6で明らかにしたように、後者においては、租佃制、田主一佃戸関係への強い関心が併せて表明されているが、前者においては、この面への注意が全く見られないことで

ある。

もし、前者の執筆者が顧炎武であるとしても、この後者との異同は解明されねばならない。ここで全面的に言及することは避けるが、一つの手掛りは、抄没田に起因する困窮が始まってから「已に二百八十年」という前者の記述〔4〕にある。前者の執筆は、明朝の創始された洪武元年、1368年から二百八十年後の清の順治5年(1648)頃とみなされる。後者のうち、『官田始末考』は順治15(1661)年頃の作に比定され、この『官田始末考』をふまえて「蘇松二府田賦之重」がまとめられている。すなわち、顧炎武は1「蘇上」・蘇州府・財賦・「臣曰」の部分、2『官田始末考』、3「蘇松二府田賦之重」という順序で、官田論を展開していったとみなされるのである。大雑把な展望を述べれば、官田論としての資料収集の密度や概念・論旨の一般化・普遍化はこの順序で一歩一歩進んでいる。他方、明朝と太祖朱元璋にたいする率直な共感の表明は、この順序で次第に希薄になり、「王者」などのより抽象化された表現が用いられる。

しかしながら、この三篇の文章のいずれにおいても、二つの特徴は一貫している。一つは「小民自有之田」「民自有之田」と称され、制度上では民田として取り扱われる私的・個別的な土地所有に対する鋭い自覚である。一つは、本稿四で確認してきたように、顧炎武の官田論が、その郷里崑山県の属する蘇州府や江南デルタ地域の利害への非常に強い実践的関心に支えられていることである。そして、この二つの特徴は密接な内面的関連をもっているように思われる。

五 残された課題

本報告では、官田が「国家之所有」であることを改めて強調した顧炎武の官田論の根底にある土地所有思想とその形成の背景を考察してきた。

顧炎武の土地所有思想の根底には、私的・個別的な土地所有の正当性に対する確信の存在していたことが明らかになった。

同時に、顧炎武の、私的・個別的な土地所有の正当性に関する主張は、単に抽象的な権利の主張として行われたのではなく、江南デルタ地域の税糧負担の削減という課題解決への彼自身の要求と結合して展開されたものであり、またこうした課題意識をもつこの地域の先人の見解を継承・発展させたものであることも明らかになった。

以上が本報告のささやかな結論である。敢えて換言すれば、顧炎武の官田論は、実は民田論であり、しかも江南民田論であったといえよう。

顧炎武の一連の官田論の内包する問題は、これまで述べてきた土地所有をめぐるそれに限定されるわけではない。先ず指摘しておかねばならない問題は、顧炎武が官田論の中で一敵当りの税糧(田賦)削減への提案を行っているだけでなく、租(佃租)削減への提案をも行なっていることである。すなわち、顧炎武が、土地所有・土地所有者に対してのみでなく、租佃関係・佃戸

に対しても深い実践的関心を寄せていたのである。この点については、かつて、1980年、拙稿6『官田始末考』から“蘇松二府田賦之重”へ——清初蘇松地方の土地問題と顧炎武——前掲、で詳細に論じた。そこで述べたように、顧炎武は、税糧の減免を、私租減免の前提としても重視していた。ここでは、以下に、改めて顧炎武のこの面での提案の部分に触れておこう。

『官田始末考』においては、税糧削減案としての「減科議」の先引の部分に続けて、次のように私租減額を提案する。

至干私租，一切從減，為之禁減，不得過一石以上。如此則民樂業而賦易完，上下均科之道也。

『日知録』巻十「蘇松二府田賦之重」においては、税糧削減案を含む官田論の展開ののち、よく知られた末尾の一節において詳細に租佃制の問題に触れ、その中で私租減額を提案する。

吳中之民，有田者什一，為人佃作者十九。（中略）而收成之日，所得不過數斗，至有今日完租而明日乞貸者。故既減糧額，即當禁減私租，上田不得過八斗。如此則貧者漸富，而富者亦不至於貧。

さらに指摘しておかねばならない問題は、私的土地所有をめぐる見解と税糧削減案、佃作者の再生産をめぐる見解と私租削減案、及び吳、三吳、吳中、蘇松二府などと表現されている江南デルタ地域の経済的存立など、一連の官田論に窺われる顧炎武のさまざまな問題関心をどのように統一的に理解するかである。換言すればこうである。

前掲の拙稿で指摘したように、顧炎武の租佃制への言及にあっては、田主による高額の私租収奪に対する厳しい批判が特徴的である。顧炎武は同じ清初の蘇州府を生きた黃中堅（吳県の人。1649—1719）とは異なり、田主の土地所有を無条件に肯定する立場はとっていないのである。しかしながら、顧炎武も田主の土地所有の存在自体を否定しているわけではない。とすれば、顧炎武の一連の官田論には、田主の土地所有、田主を含む小民の土地所有、佃戸の再生産、地域の経済をどのように統一的に維持していくか、という問題が内包されていたことになる。

顧炎武がこの問題をどのように自覚的に把え、対象化していたかは、必ずしも明らかではない。ただ、顧炎武が「民生」という用語によって社会の広汎な、各層にわたる構成員の生活を概括し、この「民生」を豊かにする条件として「封建の意を郡県の中に寓する」ことを主張したことは注目に値する。地域社会の国家に対する主体性の相対的な確立を通して、社会の各層がそれぞれに存立の条件を得ることが、主張されているように思われるからである。すなわち、『亭林文集』巻一「郡県論」には、周知の次のような部分がある。

此民生之所以日貧，中国之所以日弱而益趨於乱也。

所謂寓封建之意於郡県之中，而二千年以来之敝，可以復振。後之君苟欲厚民生強国勢，則必用吾言矣。

最後に，再び，その官田論を特徴づけている顧炎武の土地所有思想が同時代の思想としての特徴をもっていることを付言しておきたい。それは，王夫之（船山。1619—1692）の土地所有思想と顧炎武のそれとの共通性である。

王夫之は，先ず，土地は，本来的に私的・個別的に所有されるものである，という見解をもつ。すなわち，かの『噩夢』には次のような一節がある。

天下受治於王者，故王者臣天下之人而效職焉。若土，則非王者之所得私也。天地之間，有土而人生其上，因資以養焉。有力者治其地，故改姓受命，而民自有其常疇，不待王者之授之。

土地というものは，本来的に，「王者」の恣意的に扱い得るものではなく，従って，王朝交替にも関わりなく，民自からその永久所有の対象としての土地をもつ。王夫之は，このように述べている。彼はこの観点から江南デルタ諸府の官田と民田の税糧負担を均一化して民田のそれを重くした16世紀の改革を，顧炎武と同様に厳しく批判する。王夫之は，海瑞（1514—1587）が上奏してすべての田土を民田化することができないまま，こうした改革を実施して事態をとりつくろったと見る。

蘇・松・常・湖等郡，則張士誠君臣没官之田，与籍没豪右及遷徙濠・泗之産，皆名為官田。（中略）海中丞瑞不能奏改民（民田）以均甦之，而平鋪於民田，以為一切苟且之計。故無官無民，其派均重，而民困極矣。

王夫之の土地所有思想についても，その形成の過程，また地域という場との関わりなどそれ自体として検証すべき点は少なくない。今ここでは，顧炎武の官田論に内包されている土地所有思想が，江南デルタという，地域の質のみならず，17世紀という，時代の質を刻印されていたことを確認しておきたい。

注

(1) 明代江南官田を対象として，或いはそれとの関連を念頭に置いて発表してきた拙稿は，以下の通りである。本稿では下記のナンバーを付して引用する。

1 「明初江南の官田について—蘇州・松江二府におけるその具体像—(上)(下)」『東洋史研究』19巻3・4号。1960・61年。

- 2 「十六世紀太湖周辺地帯における官田制度の改革(上)」『東洋史研究』21巻4号・22巻1号。1963年。
 - 3 「十五世紀太湖周辺地帯における国家と農民」『名古屋大学文学部研究論集』38。1965年。
 - 4 「十五世紀前半蘇州府における徭役労働制の改革」『名古屋大学文学部研究論集』41。1967年。
 - 5 「元代浙西地方の官田の貧難佃戸に関する一検討」『名古屋大学文学部研究論集』56。1972年。
 - 6 『『官田始末考』から<蘇松二府田賦之重>へー清初蘇松地方の土地問題と顧炎武一』『名古屋大学東洋史研究報告』6。1980年。
 - 7 「明中葉江南デルタにおける税糧徴収制度の改革—蘇州・松江二府の場合—」(小野和子編『明清時代の政治と社会』京都大学人文科学研究所。1983年。
 - 8 「明初江南における籍没田の形成」『名古屋大学文学部研究論集』99。1986年。
 - 9 「明初の籍没田について—江南官田形成過程の一側面—」『東方学報』京都・第58冊。1986年。
- (2) 顧炎武の生涯については、主として張穆『顧亭林先生年譜』(四巻本)、謝国楨『顧亭林先生学譜』(上海商務印書館。1957年)、『日知録』(三十二巻本) 潘耒序によった。
- (3) 『蔣山僊殘稿』三。張慧劍編著『明清文人年表』(上海古籍出版社。1976年)より転引。
- (4) 注(1)・6の拙稿。
- (5) 宮崎市定「宋代以後の土地所有形體」『東洋史研究』12巻2号。1951年。その後『アジア史研究第四』(東洋史研究会。1964年)に収録。
- (6) 伍丹戈『明代土地制度和賦役制度的發展』(福建人民出版社。1982年)。
- (7) 六府の官田の面積の典拠は以下の通りである。
- 蘇州府：正徳元年(1506)刊『姑蘇志』巻十五・田賦。
 松江府・常州府・鎮江府：『正徳大明会典』巻十九・戸部四・州県二・田土。
 嘉興府：嘉靖28年(1549)刊『嘉興府図記』巻八・物土。
 湖州府：嘉靖40年(1541)刊『浙江通志』巻十七・貢賦志。
- なお、『姑蘇志』所載の数値については、藤井宏「明代田土統計に関する一考察」(『東洋学報』30巻3・4号・31巻1号。1944—47年)によって補正した。藤井の補正は『姑蘇志』原文の割注に記載された各州県別の数値をもふまえてなされており、説得的である。
- また、六府の官田面積については、拙稿1(上)第1表参照。
- (8) 注(1)・2の拙稿に拠る。以下の16世紀の江南デルタにおける税糧徴収制度の展開過程に関する叙述も当該の拙稿に拠る。
- (9) 嘉靖21年(1542)補刊『姑蘇志』巻十五・田賦・税糧。
- (10) 嘉靖37年(1558)刊『吳江県志』巻九・土田。
- (11) 嘉靖26年に死亡した周用の筆になる「与魏莊渠論均糧書」(『周恭肅公集』巻十八・書)。
- (12) 嘉靖21年(1542)刊『湖州府志』巻一・郡紀・正徳十四年都御史許庭光始請均湖州府各県粮耗。
- (13) 万曆33年刊『武進県志』巻三・錢穀一・額賦。万曆46(1618)年刊『常州府志』巻四・錢穀三・徵輸。
- (14) 崇禎15年(1642)刊『吳県志』巻七・田賦上。崇禎2年(1629)重刻・嘉靖27年(1548)刊『太倉州志』巻5・戸田。『嘉靖吳江県志』前掲・巻八・土田。
- (15) 『嘉靖湖州府志』巻一・郡紀・正徳14年都御史許庭光始請均湖州府各県粮耗。同書・巻八・嘉靖20年12月湖州府[知府張鐸]申文。万曆4年(1576)刊『湖州府志』巻11・賦税。
- (16) 嘉靖28年(1549)刊『嘉興府図記』巻八・物土3。
- (17) 崇禎4年(1631)刊『松江府志』巻八・田賦一。
- (18) 万曆25年(1597)刊『鎮江府志』巻五・賦役志。
- (19) この一節の典拠はおそらく以下の二条であろう。

『宋史』巻百七十四・食貨志上・二。「宋制、歲賦、其類有五。曰公田之賦、凡田之在官、賦民耕而取其租者是也。曰民田之賦、百姓各得專之者是也。」

- 『金史』卷四十七・食貨志・二・租賦。「金制，官地輸租，私田輸稅」。
- (20) 蘇州府における官田と民田のそれぞれの比率を算出した根拠は、注(7)所引『正徳姑蘇志』の当該個条であり、また、その数値も、前掲の藤井宏論文によって補正したものをを用いている。松江府における官田の占める比率の算出根拠は、注(7)所引『正徳大明会典』の当該個条である。なお、注(1)・1の拙稿参照。
- (21) 方鵬の生涯の事蹟については、張慧劍『江蘇文人年表』前掲が詳しい。
- (22) 「鄒某」とは南直隸巡撫（応天巡撫）の鄒来学である。在任は景泰6年（1455）から景泰7年（1456）であった。吳廷燮『明督撫年表』による。
- (23) 「夏時」は「夏時正」に訂正すべきである。夏時正は松江府華亭県の人。嘉靖39年（1560）に生まれ、天啓7年（1627）に死んだ。張慧劍『江蘇文人年表』前掲による。
- (24) 『震川先生集』卷八「論三区賦役水利書」。

附記

本稿は、本年秋同朋舎より刊行予定の拙著『明代江南土地制度の研究』の終章執筆中に得た構想を展開したものである。